

SJ Interview

SJ インタビュー

運転免許取得を支援することで 発達障がい者の自立と社会参加を促す

梅永さんは自閉症を中心とする発達障がいの専門家で、発達障がい者が成人期に自立するための就労支援を手がけている。2011年、栃木県にある鹿沼自動車教習所代表取締役である古澤正巳さんから「引きこもりの人に自動車教習所として何らかの貢献ができないか」と相談されたことが発達障がいと自動車運転に関する研究を始めたきっかけだったと振り返る。「私は引きこもりに関して専門ではありませんが、発達障がい者がいじめによって引きこもりになっているという現実があります。身体障がい者が運転免許を取得し、移動手段として利用している一方で、発達障がい者の実態はわかっていませんでした。運転免許を取りやすくすることが発達障がい者の自立や社会参加につながると考え、鹿沼自動車教習所に協力することにしました」。

発達障がい者は見た目では定型発達（健常）の人との違いがわかりにくいと、周囲が発達障がいの特性を理解していないと、「やる気がない」「こんな簡単なこともできない」と誤解されやすい。発達障がいがあっても知的に問題がなければ、教習所への入所や運転免許の取得は可能である。「運転免許の取得は就職先の選択肢が増えるだけでなく、公的な身分証明書を得られることから、もともとニーズはありました。ただ、教習所に入所した方に話を聞くと、怒られてばかりで、途中でやめてしまう方が多いようです。彼らが何に困っているかを把握し、どうしたら解決できるかを私たちは考えていくことにしました」。

発達障がい者の教習はパイロット事業としてスタート。2012年には（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会（以下、全指連）がこの取り組みに注目し、「発達障害者の教習に関するパイロット事業調査研究委員会」として調査研究が進められた。

問題を解決するための 環境づくり

発達障がいには主にLD、ADHD、ASDの3種類（右記参照）があり、発達障がい者が運転免許を取得するためには、それぞれの特性に応じた支援が必要となってくる。

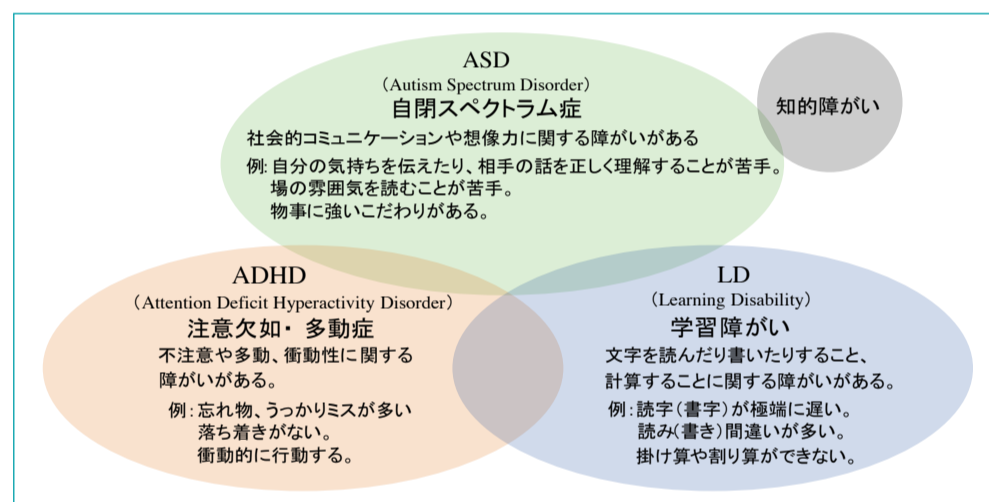
鹿沼自動車教習所で発達障がい者を受け入れるにあたり、梅永さんはまず、すべての教習指導員に発達障がいの特性について理解を深めてもらうための研修会を数回実施した。そして、発達障がい者への教習に意欲がある数名を専任の指導員として選定。技能教習は、この指導員らが持ち回りで担当することにした。

「就労支援の専門用語にハードスキルとソフトスキルという言葉があります。ハードスキルは仕事そのものの能力。ソフトスキルは遅刻をしないで職場に行く、適切な対人関係ができるなど間接的に仕事に影響を与える能力です。運転免許の取得に関しては、学科や技能にあたるハードスキルもさることながら、ソフトスキルの問題が壁になっていました」と梅永さんは指摘する。「LD、ADHDの教習生は少なく、多くはASDの方です。学科教習は集団となりますから、他の教習生の視線が気になってしまう方は教室

に入ることができません。茶髪の友人にいじめられた経験があるという理由で、応急救護処置教習を行うグループに茶髪の教習生がいると、その輪の中に入っていけないという方もいました」。

このような教習所内で直面する問題を解決し、安心して受講できる環境づくりのため、発達障がいに詳しい専門家1名をコーディネーターとして配置した。小中学校には特別支援教育コーディネーターがいて、発達障がいのある児童・生徒への教育について担任教師をサポートしている。教習所においてコーディネーターはメンタル面での支援が必要な場合にカウンセラーの役割を果たし、教習生と指導員の仲介役となる。最初は梅永さんの研究室の大学院生が担当した。

●発達障がいの主な種類



様々な形で教習生を支援する コーディネーターの活動

学科教習で他の教習生に対して不安があるという時は、コーディネーターが付き添い、その不安を軽減できるようにする。「それでも他の教習生の視線が気になってしまう場合は、机の上にパーテーションを置いて受講したケースもありました。集中力が持続できないという教習生には、コーディネーターが補習をします。文章を読むことが苦手な教習生には、耳から理解できるように読み聞かせも行います」。学科試験の際にもメンタル面の課題が出やすい。例えば、効果測定に不合格だった時、あと数点だったにもかかわらず「もう免許は取ることはできない」と過度に落ち込んでしまうこともあるのだ。「これまでの成育歴から『できなかったこと』に対して親や教師から叱責される経験が多く、自尊心が低くなっているのです。『あと数点で合格できます。もう少し勉強すれば大丈夫です』と、できるだけポジティブになるように声をかけます」。

一方、技能教習ではコーディネーターが後部座席に座って教習の様子を確認する。技能教習中は運転しながら多くの指示や説明を聞かなければならない。しかし、これが発達障がい者にとっては難しい。そのため、教習終了後に指導員の説明を整理し、わかりやすく補足するのである(指導員の資格がないと教習中にアドバイスはできない)。この時、簡単なイラストや図を使って説明すると理解しやすくなる。技能教習では、失敗に対する不安や実際に失敗した後の気持ち



早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授

梅永雄二さん

があれば対応している。これまでにあった相談で、梅永さんが最も驚いたのはガソリンの給油方法がわからないということだった。「運転免許取得して練習のため遠出をしたら、クルマが故障して止まったという連絡があり、指導員が現場に行くと、原因はガス欠でした。教習所では給油の方法を教えていないからです。私たちに常識でも、彼らにはそうではないということがわかりました。スタッフとやりとりをしなくても済むようにセルフのガソリンスタンドでの手順を丁寧に教えると、すぐに自分一人で行えるようになりました」。

2017年には全指連が「発達障害者の教習支援マニュアル」を発行。マニュアル作成の中心となった梅永さんは「発達障がい者への理解が深まり、運転免許取得を積極的に支援する教習所が1校でも増えてほしい」と期待する。

運転免許試験においても 合理的配慮の実現を

日本は2014年に障害者権利条約を批准した。条約の第24条は教育について述べられており、『個人に必要とされる合理的配慮※が提供されること』とある。発達障がい者には感覚過敏、文章読解に時間を要するなどの特性があるため、大学入試センター試験では合理的配慮として別室受験や試験時間の延長(1.3倍)といった措置がとられている。「運転免許の本試験を受けるためには、自分が居住する地域の運転免許試験場に行かなければなりません。通い慣れた教習所ではないので、緊張等から本来の実力を発揮できないこともあります。運転免許取得のための教習を教育的行為の一部とするのであれば、大学入試センター試験のように運転免許試験場においても合理的配慮に基づいた対応を導入するべきだと思います」。

合理的配慮の実現によって、より多くの発達障がい者が運転免許を取得できるようになり、社会参加が進んでいくことを梅永さんは願う。

※合理的配慮=障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約第2条より)



「つばさプラン」ではコーディネーターが教習生を支援

「つばさプラン」は口コミで拡がり、栃木県だけでなく全国から教習生が集まるようになった。免許取得者は2018年12月末で210名になる。「発達障がい者にとって、運転免許を取得できたということは大きな成功体験です。自尊心が高まり、社会とつながるきっかけにもなります」。

同教習所では卒業後も、運転に関する困りごと